

必読

暮らしの法律ナビ

No.37

高齢者の
悪質商法被害

高齢者の悪質商法被害が年々増加しています。高齢者は「お金」「健康」「孤独」について不安を持っていると言われています。悪質業者は言葉巧みに高齢者の不安をあおり、親切な言葉を掛け信用させ或いは強引な口調で脅し年金や貯蓄等の大切な財産を狙っています。被害事例をご紹介します。

①電話勧誘販売↓注文して

いない魚介類や健康食品等を電話で「注文を受けた」と偽り代引きで送付してくる。証券会社を名乗る者から「あなたの名前で株を購入した」と言われ断っても解約金を請求される。②訪問販売↓屋根瓦が傾いている等と不安にさせ住宅修理工事契約をさせる。マグロ等魚を持参し「味見しませ

んか？」と包丁を持って購入をせまる。③利殖商法↓値上がり確実と強調して新エネルギー事業の話を持ちかけ投資をさせる。「金は必ず値上がりする」などと勧誘し多額の契約金の支払をさせ、残代金は25年の分割払いで実際に金を受領できるのは10才であった。等々、高齢者は在宅している事が多く狙われています。皆様ご注意ください。

遺言・相続 成年後見
債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>